2 文科高第 9 9 4 号 令和 3 年 2 月 3 日

文部科学省高等教育局私学部長

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(通知)

令和元年12月11日に公布された,会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号。以下「整備法」という。)により,私立学校法(昭和24年法律第270号)が改正されるとともに,私立学校法施行規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第4号)が令和3年2月3日に公布され,いずれも令和3年3月1日から施行することとなりました。

これらの改正の概要及び留意事項等は下記のとおりであるので、十分に御了知ください。また、各都道府県知事におかれては、この旨を所轄の法人に対して御周知くださるようお願いします。なお、第3の4の内容については、国税庁と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

第1 整備法による私立学校法の一部改正

1 改正の趣旨

今般の改正は、学校法人の役員の職務執行の過度な萎縮を防ぐ観点から、役員がその職務執行に関し負う損害賠償責任に関する費用等を学校法人が役員に対して補償する契約や、当該費用等を填補する責任保険契約で学校法人が保険者との間で役員を被保険者として締結するものに係る法的位置付けと手続上の規律を定めたものであること。

2 改正の概要

整備法による改正後の私立学校法(以下「新法」という。)第44条の5において、新たに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第118条の2及び第118条の3を準用することとしたこと。その内容の概要は、次のとおりである。

なお、新法第44条の5の新設に伴い、改正前の私立学校法における一般法人法

の規定の準用について,第44条の2第4項を削除して第44条の5に規定し直しているところ,規定内容に変更はないこと。

- (1) 補償契約 (新法第44条の5で準用する一般法人法第118条の2関係)
- ① 学校法人が役員に対し、その職務執行に関する責任の追及等への対処費用又は賠償・和解により生ずる損失(以下「賠償損失」という。)を補償することを約する契約(以下「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないこと。(第1項関係)
- ② 責任の追及等への対処費用のうち通常要する費用の額を超える部分,賠償損失のうち役員の任務懈怠による責任に係る部分又は悪意若しくは重過失がある場合の賠償損失の全部については、補償契約によっても補償することができないこと。(第2項関係)
- ③ 役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は学校法人に損害を加える目的で職務執行したときは、学校法人は当該役員に対し、補償後も返還を請求することができること。(第3項関係)
- ④ 補償契約に基づき補償を実行した理事及び補償を受けた理事は、遅滞なく当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこと。(第4項関係)
- ⑤ 補償契約については、利益相反取引に通常適用される関係規定(私立学校法 第40条の5で準用する一般法人法第84条第1項及び第92条第2項、同法第 44条の2第3項、同法第44条の5で準用する一般法人法第116条第1項並び に民法(明治29年法律第89号)第108条)を適用しないこと。(第5項・第 6項関係)
- (2) 役員賠償責任保険契約(新法第44条の5で準用する一般法人法第118条の3関係)
- ① 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(第2に該当するものを除く。以下「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならないこと。(第1項関係)
- ② 役員賠償責任保険契約については、利益相反取引に通常適用される関係規定 (私立学校法第40条の5で準用する一般法人法第84条第1項及び第92条第 2項、同法第44条の2第3項(役員賠償責任保険契約のうち理事を被保険者 とするものに限る。)並びに民法(明治29年法律第89号)第108条)を適用 しないこと。(第2項・第3項関係)

(3) 経過措置(整備法第66条関係)

(1) 又は(2) の規律は、新法の施行前に締結された契約については適用しないこと。

第2 私立学校法施行規則の一部改正

1 改正の趣旨

今般の改正は、第1(2)の規律の受ける役員賠償責任保険契約から、契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして除外される保険契約の範囲について定めるものであること。

2 改正の概要

以下の保険契約については、役員賠償責任保険契約から除外されること。(第3条の5関係)

- ① 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であって、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの。(第1項関係)
- ② 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害(役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が塡補することを目的として締結されるもの。(第2項関係)

第3 留意事項

1 役員の責任の明確化及び事業報告書の取扱い

役員の責任の明確化に当たっては、役員の職務執行の委縮を防ぐとともに、寄附 行為の定め、理事会における決定や報告、情報開示等を通じ、役員と学校法人の利 益相反や役員の任務懈怠の懸念が生じないようにすること。

情報開示については、役員と補償契約又は役員賠償責任保険契約を締結している場合や、非業務執行理事等と責任限定契約(私立学校法第 44 条の2で準用する一般法人法第 115 条)を締結している場合には、これらの契約に関する事項を事業報告書に記載するものとすること。具体的には、対象役員の氏名、契約の内容の概要、契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置、補償契約にあっては実行された補償の内容等が考えられること。また、当該内容については、事業の実績の一環として評議員会に適切に報告すること(私立学校法第 46 条)。

なお、事業報告書の様式については、「学校教育法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について」(令和元年9月27日付け元文科高第518号)別添5において示した参考例を別添5のとおり改正したので、各学校法人におかれては参考とされたいこと(1.(7)関係)。

2 補償契約又は役員賠償責任保険契約の内容の決定

補償契約又は役員賠償責任保険契約に関し、理事会の決議によらなければならないのは、これらの契約の内容の決定であるが、新たに契約を締結する場合はもとより、契約の変更や更新についても、契約期間、対象者・被保険者、補償・填補に係る事由・限度額、補償・填補に係る費用等の範囲等(役員賠償責任保険契約にあっては、保険会社、保険料、保険会社の免責事由等を含む。)の主たる契約内容の変更を伴う場合が含まれること。また、当該決定を理事会から特定の理事や常任理事会等に委ねることは想定されないこと。

3 補償契約に基づく補償に係る報告についての理事会議事録の取扱い

第1の2(1)④の補償契約に基づく補償に係る報告がなされた理事会において, 当該補償について述べられた意見又は発言の概要については,当該理事会の議事録 の内容に含めて記載するものとすること。

4 役員賠償責任保険契約の保険料に係る税務上の取扱い

役員賠償責任保険契約について,第1の2(2)の規律に適切に従って,学校法 人が役員賠償責任保険契約の保険料を負担した場合には,当該保険料の負担は私立 学校法上適法な負担と考えられることから,被保険者である役員個人に対する経済 的利益の供与はなく,当該役員個人に対する給与課税を行う必要はないこと。

添付資料

- 【別添1】会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 条文・理由(抄)
- 【別添2】会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 新旧対照表(私立学校法関係)
- 【別添3】私立学校法で読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律 新旧対照表
- 【別添4】私立学校法施行規則の一部を改正する省令 条文(新旧対照表を含む。)
- 【別添5】事業報告書 参考例
- 【参考】会社法改正に伴う私立学校法・私立学校法施行規則の改正(概要)

本件担当

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係電話:03-5235-4111 (内線 2533)

メールアドレス: sigakugy@mext.go.jp

会社法の 部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (沙)

第六章 文部 科学省関係

(私立学校法の一部改正)

目

次

中

「損害賠償責任」

を

損

害賠償責任等」

に、

「第四

干四

条の

匹

を

第四

十四四

| 条 の

五.

に改める。

第六十五条 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) *の* 部を次のように改正する。

第四 十 条第 九項 中 第四 + 兀 条 の二第四 項 を 第四 十四 · 条の 五. に改める。

第三章第三節第三款 の款名を次のように改める。

第三款 役員 の損害賠償責任等

第四 十四条の二第四]項を削る る。

第三章第三節第三款中 · 第 四 干四 条 \bigcirc 兀 0 次 に次の一 条を加える。

般社団 財 団 法 人 法 0 規定 \mathcal{O} 準 用

第四 十四条の五 般社団 財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の

は る。 み替えるほ とあるのは 責任について、一般社団 「役員の」と、「役員等が」とあるのは 「代表理事」とあるのは この場合において、これらの規定中 か、 「監事」と、「役員等に」とあるのは 次の表の上欄に掲げる一般社団 · 財団法人法第二章第三節第九款 「理事長」と、「使用人」とあるのは 「総社員」とあるのは 「役員が」と、 · 財団法 「役員に」と、 人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と の規定は学校法人について、それぞれ準用 「総評議員」と、 「定款」とあるのは 「職員」と、 「監事又は会計監査人」 「役員等の」とあ 「寄附行為」 それ と読 る す

第百十三条	社員総会	評議員会
第百十三条第一項第二号口(1)	理事会の決議によって一般社団	寄附行為の定めるところにより理
	法人の業務を執行する	事長を補佐して学校法人の業務を
		掌理する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除	理事会の決議
	く。)の過半数の同意(理事会	

ぞれ

同

表の下欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

事長を補佐して学校法人の業務を	法人の業務を執行する	
寄附行為の定めるところにより	理事会の決議によって一般社団	第百十五条第一項
評議員	議決権を有する社員	
役員	役員等	第百十四条第四項
評議員	社員	
	にあっては、理事会の決議)	
理事会の決議	同意(理事会設置一般社団法人	第百十四条第三項
	を得る場合及び当該責任の免除	
限る。)	限る。)についての理事の同意	
及び同項	、同項	
評議員会	社員総会	第百十四条第二項
	理事会の決議)	
	設置一般社団法人にあっては、	

		掌理する
	限る。)、	限る。)又は
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において
		準用する第八十四条第一項第二号
第百十八条の二第一項	社員総会(理事会設置一般社団	理事会
	法人にあっては、理事会)	
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十八条の二第五項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十条の五において
		準用する第八十四条第一項及び
	、第百十一条第三項及び	の規定、同法第四十四条の二第三
		項の規定並びに同法第四十四条の

第六十六条 前条の規定による改正後の私立学校法 (次項において「新私立学校法」という。) 第四十四条

私立学校法の一 書 第百十八条の三第三項ただし 第百十八条の三第二項 第百十八条の三第 部改正に伴う経過措置 項 法 役員等賠償責任保険契約 及び第百十一条第三項 社員総会 役員等賠償責任保険契約 役員等を 第八十四条第一 人にあっては、 (理事会設置一 項 理事会) 般社団 第三項 理事会 役員を 準 役員賠償責任保険契約 \mathcal{O} 私立学校法第四十 役員賠償責任保険契約 五におい 規定並びに同法第四十四条の二 用する第八十四条第 て準用する · 条 \mathcal{O} 五. 項 に 反び お 1 7

の 五 において準用する新 一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、 この法律の施行後に締結された

補償契約 (同条第一 項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が この法律の施行前に学校法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関 塡 Ĺ

補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、 新私立学校法第四十四条の五

にお į١ て準用する新 般社団 • 財団法: 人法第百十八条の三の規定は、 適用、 しな V)

附則

こ の 法律は、 会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

~三 略

る。これが、この法律案を提出する理由である。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行う必要があ

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律新旧対照条文【令和三年三月一日施行予定】

〇 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)

2~8 (略) 2~8	第四十一条 (略) 第四十一条	(評議員会) (評	所具		第四章・第五章 (略) 第四章	第四節・第五節 (略) 第四節・第五節 (略) 第一	第四款・第五款 (略)	四条の五)	第三款 役員の損害賠償責任等 (第四十四条の二―第四十	第一款・第二款 (略)	第三節 (略) 第三節 (80) 第三	第一節・第二節(略) 第一節・第二節(略) 第一節・第二節(略) 第一節・第二節(略) 第一節・第二節(略) 第一節・第二節・第二節・第二節・第二節・第二節・第二節・第二節・第二節・第二節・第二	第三章 (略) 第三章	第一章・第二章 (略) 第一	目次	改 正 案	
8 (同上)	十一条 (同上)	(評議員会)	Į.	in)	四章・第五章 (同上)	第四節・第五節 (同上)	第四款・第五款 (同上)	条の四)	第三款 役員の損害賠償責任 (第四十四条の二―第四十四	第一款・第二款 (同上)	第三節 (同上)	第一節・第二節 (同上)	二章 (同上)	第一章・第二章 (同上)		現 行	(傍線部分は改正部分)

分の二以上に当たる多数をもつて決する。会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替

9

10 (略)

第三款 役員の損害賠償責任等

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

(略

2・3 (略) 第四十四条の二

(削る)

(同上)

10

第三款 役員の損害賠償責任

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 (同上)

2·3 (同上)

4 る それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 あるのは「寄附行為」と読み替えるほか とあるのは らの規定中 は、 とあるのは 般社団 「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、 第 般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定 「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、 項の責任について準用する。 「総社員」とあるのは「総評議員」と、 「役員」と、 財団法人法の規定中同 「理事長」と、 「社員総会」とあるのは 「使用人」とあるのは 一表の中欄に掲げる字句は、 この場合において、 次の表の上欄に掲げ 「評議員会」 「役員等」 「定款」と 「職員」 「代表理事

条第一項	第百十五	条第四項	第百十四			条第三項	第百十四			条第二項	第百十四				条第一項	第百十四		第二号	条第一項	第百十三
一般社団法人の業務を	理事会の決議によって		議決権を有する社員	社員	理事会の決議)	社団法人にあっては、	同意(理事会設置一般	び当該責任の免除	事の同意を得る場合及	限る。)についての理	、 同項	は、理事会の決議)	一般社団法人にあって	数の同意(理事会設置	理事を除く。)の過半	理事(当該責任を負う		執行する	一般社団法人の業務を	理事会の決議によって
ろにより理事長を補佐	寄附行為の定めるとこ		評議員	評議員			理事会の決議			限る。)	及び同項					理事会の決議	掌理する	して学校法人の業務を	ろにより理事長を補佐	寄附行為の定めるとこ

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条の五 ほか 会計監査人」とあるのは 役員の」と、 社員」とあるのは「総評議員」と、 団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について 条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、 令」とあるのは「文部科学省令」と、 「理事長」と、 「役員に」と、 それぞれ準用する。 次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同 「役員等が」とあるのは 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六 「使用人」とあるのは 「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替える この場合において、 「監事」と、 「役員等の」とあるのは 「職員」と、 「役員が」と、 「代表理事」とあるのは 「役員等に」とあるのは これらの規定中 「監事又は 「法務省 一般社 総総 (新設)

	執行する	して学校法人の業務を
		掌理する
	限る。)、	限る。)又は
第百十五	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条
条第四項		の二第一項
第百十六	第八十四条第一項第二	私立学校法第四十条の
条第一項	号	五において準用する第
		八十四条第一項第二号

読み替えるものとする。表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に

第百十四同意(除	合及び	理事の	限る。	条第二項 、同項	第百十四 社員総会	の決議)	にあっては	にあっ	にあって会設置の出来数の	条第一項 う理事を除 会設置一般	に会過う理事	に会過う理事	第一項 三号ロ 務を執	第 百 二 第 一	第 百 二 第 百 十 項 四 可 項 三	第 百 二 第 百 十 項 四 項 三
(理事会設置一		合及び当該責任の免	理事の同意を得る場)についての	垻	総会		っては、理事会	ては、社	て一般意	て 一 の 同 に 社 意	て一般に対して、対対に対して、対対に対して、対対に対対に対対が対対に対対に対対が対対に対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対が	て一のを当時には、社意は、社意に	て 一 の を 当 行 は 般 同 除 該 す 、 社 意 く 責 る	て 一 の を 当 行 社	て 一 の を 当 行 社 の 決	て 一 の を 当 行 社 の は 般 同 除 該 す 団 決 る 法 議
理事会の決議				限る。)	及び同項	評議員会						理事会の決議	理事会の決議	事が技会と	ではり理事長を補佐して 学校法人の業務を掌理す でより理事長を補佐して	高附行為の定めるところ 学校法人の業務を掌理す る でより理事長を補佐して	寄附行為の定めるところ 学校法人の業務を掌理す る の決議

理事会	社員総会(理事会設	第百十八
四条第一項第二号		
において準用する第八十	二号	条第一項
私立学校法第四十条の五	第八十四条第一項第	第百十六
		三号
二第一項		第四項第
私立学校法第四十四条の	第百十一条第一項	第百十五
		項
		及び第四
		条第三項
評議員会	社員総会	第百十五
限る。)又は	限る。)、	
3		
学校法人の業務を掌理す	務を執行する	
により理事長を補佐して	て一般社団法人の業	条第一項
寄附行為の定めるところ	理事会の決議によっ	第百十五
評議員	議決権を有する社員	条第四項
役員	役員等	第百十四
評議員	社員	
	は、理事会の決議)	
	般社団法人にあって	条第三項

において準用する第八十私立学校法第四十条の五	第八十四条第一項、	条の三第
	っては、理事会)	
	置一般社団法人にあ	
理事会	社員総会(理事会設	
	契約	可
役員賠償責任保険契約	役員等賠償責任保険	条の三第
役員を	役員等を	第百十八
いて準用する		
同法第四十四条の五にお		
の二第三項の規定並びに	及び	
の規定	、 第百十一条第三項	
四条第		五項
において準用する第八十		条の二第
私立学校法第四十条の五	第八十四条第一項、	第百十八
		号
		二項第二
二第一項		条の二第
私立学校法第四十四条の	第百十一条第一項	第百十八
	っては、理事会)	可
	置一般社団法人にあ	条の二第

し書	三項ただ	条の三第	第百十八			二項
		契約	役員等賠償責任保険	項	及び第百十一条第三	
			役員賠償責任保険契約	四条の二第三項	の規定並びに同法第四十	四条第一項及び

 \bigcirc 私立学校法第四十四条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読替え

(点線部分は準用による当然読替え部分、 枠囲いは共通読替え部分、 傍線部分は個別読替え部分)

第百十三条 第百十二条 う。 掲げる額 四条の二第一項の責任は、 かつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に て免除することができる。 員の同意がなければ、 (責任の一 (学校法人に イからハまでに定める数を乗じて得た額 る額に、次のイからハまでに掲げる。役員の区分に応じ、 相当する額として|文部科学省令|で定める方法により算定され て受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価とし 賠償の責任を負う額)を控除して得た額を限度として、 理事長 (第百十五条第一項において「最低責任限度額」とい 部免除 私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、 前条の規定にかかわらず、役員の私立学校法第四十 対する損害賠償責任の免除 免除することができない。 当該||役員が||職務を行うにつき善意で 替 後 評議員会の決議によっ 総評議 当該 第百十三条 第百十二条 ことができる。 除して得た額を限度として、 第百十五条第一項において 過失がないときは、 項の責任は、 除することができない。 (責任の一 当該イからハまでに定める数を乗じて得た額 価として受け、 れる額に、次のイからハまでに掲げる役員等の の額に相当する額として法務省令|で定める方法により算定さ 当該役員等がその在職中に一 賠償の責任を負う額 般社団法 代表理事 部免除) 前条第一項の責任は、 前条の規定にかかわらず、 当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な 人に対する損害賠償 又は受けるべき財産上の利益 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(読 「最低責任限度額」という。 社員総会の決議によって免除する 替 般社団法人から職務執行の対 責任の免除 前 総社員の同意がなけ 役員等の第百十一条第一 0) 区分に応じ 年間当たり れば、) を 控 免

- | 理事長以外の理事であって、次に掲げるもの 四
- を除く。) を除く。) 当該学校法人の業務を執行した理事(1)に掲げる理事
- (3) 当該学校法人の職員
- ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事
- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- 算定の根拠 第一年の根拠 第一年の根別の規定により免除することができる額の限度及びその
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- あっては、各監事)の同意を得なければならない。を評議員会に提出するには、監事(監事が二人以上ある場合にを評議員会に提出するには、監事(監事が二人以上ある場合にを評議員会に提出する議案でで、「関いのでは、理事は、私立学校法第四十四条の二第
- 財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければに同項の役員に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める4 第一項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後

ならない。

- ロ 代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの 皿
- 理事として選定されたもの 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する
- 理事を除く。) 2 当該一般社団法人の業務を執行した理事(1)に掲げる
- 当該一般社団法人の使用人

(3)

理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、医事又は会計

監査人

- る事項を開示しなければならない。 2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げ
- 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額る事項を開示しなければならない。
- 算定の根拠 ニュー 前項の規定により免除することができる額の限度及びその
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- っては、各監事)の同意を得なければならない。 社員総会に提出するには、監事(監事が二人以上ある場合にあ項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を項を責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を

(理事等による免除に関する定款の定め)

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人(理事が 第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人(理事が 管を下するとといて、では、私立学校法第四十四条の二第 に、以上ある場合に限る。)は、私立学校法第四十四条の二第 と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができるる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

準用する。
 準用する。
 (本)
 (本)<

がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく第一項の規定による。寄附行為の定めに基づいて「役員の]責任を

3

(理事等による免除に関する定款の定め)

第百十四条 法人 項の責任について、 きる。 半数の同意 きる額を限度として理事 要と認めるときは、 当該役員等の|職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必 な過失がない場合において、 議)によって免除することができる旨を|定款|で定めることがで (理事が二人以上ある場合に限る。 第百十二条の規定にかかわらず、 (理事会設置 |役員等が||職務を行うにつき善意でかつ重大 前条第一 (当該責任を負う理事を除く。 般社団法人にあっては、 項の規・ 責任の原因となった事実の内容 定により免除することが は、 監事設置 第百十一 理事会の決 般社団 条第一 0 過 で

2 定款の定めに基づく責任の につ \mathcal{O} 議案を理事会に提出する場合について準用する。 定め を設ける議案を社員総会に提出する場合 前条第三項の規定は、 いての (理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。 理 事 0) 同 意を得る場合及び当該責任の 定款を変更して前項の規定による定款 免除 (理事の責任の免除に限る。 同項の規定による 免除に関する

除する旨の に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 決議)を行ったときは 第 一項 の規定による定款の定めに基づ 同 意 (理事 会設置 理事 般社 は 遅滞なく、 寸 法 V 人に て役員等の責任を免 あ 前条第 は 一項各号 理事会

3

(理事等による免除に関する定款の定め)

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人(理事が 第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人(理事が 管を下するとといて、では、私立学校法第四十四条の二第 に、以上ある場合に限る。)は、私立学校法第四十四条の二第 と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができるる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

準用する。
 準用する。
 (本)
 (本)<

がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく第一項の規定による。寄附行為の定めに基づいて「役員の]責任を

3

(理事等による免除に関する定款の定め)

第百十四条 法人 項の責任について、 きる。 半数の同意 きる額を限度として理事 要と認めるときは、 当該役員等の|職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必 な過失がない場合において、 議)によって免除することができる旨を|定款|で定めることがで (理事が二人以上ある場合に限る。 第百十二条の規定にかかわらず、 (理事会設置 |役員等が||職務を行うにつき善意でかつ重大 前条第一 (当該責任を負う理事を除く。 般社団法人にあっては、 項の規・ 責任の原因となった事実の内容 定により免除することが は、 監事設置 第百十一 理事会の決 般社団 条第一 0 過 で

2 定款の定めに基づく責任の につ \mathcal{O} 議案を理事会に提出する場合について準用する。 定め を設ける議案を社員総会に提出する場合 前条第三項の規定は、 いての (理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。 理 事 0) 同 意を得る場合及び当該責任の 定款を変更して前項の規定による定款 免除 (理事の責任の免除に限る。 同項の規定による 免除に関する

除する旨の に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 決議)を行ったときは 第 一項 の規定による定款の定めに基づ 同 意 (理事 会設置 理事 般社 は 遅滞なく、 寸 法 V 人に て役員等の責任を免 あ 前条第 は 一項各号 理事会

3

下ることができない。 員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を

(責任限定契約)

第百十五条 監事 善意でかつ重大な過失がないときは、 項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき 業務執行理事等」という。)の私立学校法第四十四条の二第一 する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行 て同じ。) 又は当該学校法人の[職員]でないものに限る。) 又は したその他の理事をいう。 (業務執行理事 定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 (以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非 第百十二条の規定にかかわらず、学校法人は、 (理事長、 次項及び第百四十一条第三項におい 理事長以外の理事であって寄附行為 寄附行為で定めた額の範 理事

。ならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければ

- ては、 同項の異議を述べたときは、 よる定款の定めに基づく免除をしてはならない。 決権の十分の一(これを下回る割合を|定款|で定めた場合にあっ 総社員 その割合) (前項の責任を負う役員等であるものを除く。 以上 の議決権を有する社員が同項の期 一般社団法人は、 第 項の規定に 間 内に \mathcal{O} 議
- き責任を免除した場合について準用する。 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づ

5

(責任限定契約)

第百十五条 でか おい 理事 他 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事とし 責任について、 て選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその 又は会計監査人 又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。 !の理事をいう。 7 つ重大な過失がないときは、 (業務執行理事 非 .業務執行理事等」という。 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、 当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意 (以下この条及び第三百一条第二項第十二号に 次項及び第百四十一条第三項において同じ。 (代表理事 定款で定めた額 代表理事以外の理事であって の第百十一条第一 の範囲内であ 項の 監事

することができる旨を|寄附行為|で定めることができる。 ずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結 囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのい

- かってその効力を失う。 務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業
- 次に掲げる事項を開示しなければならない。とを知ったときは、その後最初に招集される評議員会においてる非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたこ4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方であ
- 一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- 務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額三 私立学校法第四十四条の二第一項の損害のうち、当該非業
- 償する責任を負わないとされた場合について準用する。約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契

ことができる旨を|定款|で定めることができる。か高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結するらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれ

の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人

来に向かってその効力を失う。

2

- 場合について準用する。できる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出するよる定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結することが第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定に
- いて次に掲げる事項を開示しなければならない。 たことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会におである非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受ける 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方
- 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- 賠償する責任を負わないとされた額 第百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が
- 5 償 約によって同 (する責任を負わないとされた場合について準用する) 第百十三条第四 項 に 規定する限度を超える部分につい 項 0 対規定は、 非業務執行理事等が第 て損害を賠 項 (n) 契

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(補償契約)

には、理事会の決議によらなければならない。 下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をする「下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をする「全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約(以第百十八条の二 学校法人が、[役員に]対して次に掲げる費用等の 第

- 対処するために支出する費用たことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに一 当該[役員が]、その職務の執行に関し、法令の規定に違反し
- を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害
- 成立したときは、当該一役員が当該和解に基づく金銭を支払口 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解がイ 当該損害を当該一役員が一賠償することにより生ずる損失

成立したときは、

当該役員等が当該和解に基づく金銭を支

(理事が自己のためにした取引に関する特則

よるものであることをもって免れることができない。を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由に取引に限る。)をした理事の第百十一条第一項の責任は、任務第百十六条 第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした

前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

2

(補償契約)

- に対処するために支出する費用したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたこと一 当該一役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反
- ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解がイ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損

うことにより生ずる損失

- 補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができな2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該
- る部分 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超え
- に係る部分 で係る部分 で係る部分 で係る部分 で係る部分 でほん 同号に掲げる損失のうち当該責任 「役員が」当該学校法人に対して私立学校法第四十四条の二第一 当該学校法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該
- 損失の全部 ことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった
- る金銭を返還することを請求することができる。
 ことを知ったときは、当該一役員に対し、補償した金額に相当すては当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行した法人が、当該一役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した学校
- な事実を理事会に報告しなければならない。 当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要4 学校法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び
- 5 私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項

払うことにより生ずる損失

- きない。当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することがで2.一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、2.一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、
- る部分 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超え
- 当該役員等が当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば
- る部分 責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係当該|役員等が|当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の
- る損失の全部たことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げ三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があっ
- 金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益をを執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した一般社団法人が、当該投員等が自己若しくは第三者の不正な利益を
- についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償 4 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償
- 5 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及

項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適定並びに同法第四十四条の五において準用する第百十六条第一及び第九十二条第二項の規定、同法第四十四条の二第三項の規

められた前項の補償契約の締結については、適用しない。 6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定

用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

|役員が||その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追の規定は、学校法人が保険者との間で締結する保険契約のうち及び第九十二条第二項の規定並びに同法第四十四条の二第三項||私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項

2

償契約については、適用しない。 び第百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補

められた前項の補償契約の締結については、適用しない。民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定

6

(役員等のために締結される保険契約)

第百十八条の三 項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの 内容の決定をするには、 るおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。 被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれ 等を被保険者とするもの 契約のうち役員等が あっては、 ある損害を保険者が塡補することを約するものであって、 理事会) 一般社団法人が、 の決議によらなければならない。 |その職務の執行に関し責任を負うこと又は 社員総会 (当該保険契約を締結することにより 保険者との間で締結する保険 (理事会設置 般社団法人に 役員 第三 0

任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損うち。役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約の2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項

するものの締結については、適用しない。 険者が塡補することを約するものであって、理事を被保険者と及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保

限る。 場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに 場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに 適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、

に限る。

険者とするものの締結については、適用しない。害を保険者が塡補することを約するものであって、理事を被保

る場合には、第一項の決議によってその内容が定められたとき適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である。民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、随着とするものの総約についてに 通用したい

官

1

立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百十八条の三第一項の規定に基づき、私 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第四十四条の五において準用する一般社団法人及び

令和三年二月三日

文部科学大臣

萩生田光一

私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。 私立学校法施行規則の一部を改正する省令

を主たる目的として締結されるものことのある損害を保険者が塡補すること	けることによつて当該学校法人に生ずる	こと又は当該責任の追及に係る請求を受	三者に生じた損害を賠償する責任を負う	て、当該学校法人がその業務に関連し第	締結する学校法人を含む保険契約であつ	一被保険者に保険者との間で保険契約を	で定めるものは、次に掲げるものとする。	十八条の三第一項に規定する文部科学省令	第三条の五 準用一般社団・財団法人法第百	契約)	(役員賠償責任保険契約から除外する保険	一•二 [略]	額とする。	より算定される額は、次に掲げる額の合計	号に規定する文部科学省令で定める方法に	団法人法」という。)第百十三条第一項第二	法律第四十八号。 <u>以下</u> 「準用一般社団・財	び一般財団法人に関する法律(平成十八年	おいて読み替えて準用する一般社団法人及	条第五項において準用する場合を含む。)に	第三条の三 法第四十四条の五 (法第六十四	方法)	(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定	改正後
									[条を加える。]			一・二 [同上]	れる額は、次に掲げる額の合計額とする。	る文部科学省令で定める方法により算定さ	という。)第百十三条第一項第二号に規定す	条において「準用一般社団・財団法人法」	十八年法律第四十八号。以下この条及び次	法人及び一般財団法人に関する法律(平成	む。)において読み替えて準用する一般社団	六十四条第五項において準用する場合を含	第三条の三 法第四十四条の二第四項(法第	方法)	(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定	改正前

下「対象規定」という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 官

報 2 日)から施行する。 この省令は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日(令和三年三月**附 則** 備考 表中の[] ことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が塡補することを目的として締結されるもの 線は注記である。 責任を負うこと又は当該責任の追及に係役員が第三者に生じた損害を賠償する 上の義務に違反し若しくは職務を怠つた 生ずることのある損害(役員がその職務 る請求を受けることによつて当該役員に の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍

事業報告書

- 1. 法人の概要
- (1) 基本情報
- ①法人の名称
- ②主たる事務所の住所、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス等
- (2) 建学の精神
- (3)学校法人の沿革
- (4) 設置する学校・学部・学科等
- (5)学校・学部・学科等の学生数の状況

(○○年5月1日現在)

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	○○学部				
	××学部				
短期大学	△△学科				

(6) 収容定員充足率

(毎年度5月1日現在)

学校名	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
大学					
短期大学					

- (7)役員の概要
 - ・定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、業務執行・非業務執行の別、主な現職等
 - ・責任免除・責任限定契約、補償契約・役員賠償責任保険契約の状況
- (8)評議員の概要
 - ・定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等
- (9) 教職員の概要
 - ・教職員の本務・兼務別の人数、平均年齢等
- (10) その他
 - ・系列校の状況
- 2. 事業の概要
- (1)主な教育・研究の概要

- ・「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の 受入れに関する方針」
- (2) 中期的な計画 (教学・人事・施設・財務等) 及び事業計画の進捗・達成状況
- (3) その他
- 3. 財務の概要
- (1)決算の概要
- ①貸借対照表関係
 - ア)貸借対照表の状況と経年比較

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産					
の部合計					

イ)財務比率の経年比較

- 運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等
- ②資金収支計算書関係
 - ア)資金収支計算書の状況と経年比較

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					

○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
	○年度	○年度 ○年度	○年度 ○年度	○年度 ○年度 ○年度

イ)活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

科目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支	Z				
教育活動資金収入計					
教育活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
教育活動資金収支差					
額					
施設整備等活動による資	資金収支				
施設整備等活動資金					
収入計					
施設整備等活動資金					
支出計					
差引					
調整勘定等					

ナナーローボケノボ・ケケンブ・チレンケット			
施設整備等活動資金			
収支差額			
小計(教育活動資金収			
支差額+施設整備等活			
動資金収支差額)			
その他の活動による資金	≳収支		
その他の活動資金収			
入計			
その他の活動資金支			
出計			
差引			
調整勘定等			
その他の活動資金収			
支差額			
支払資金の増減額(小			
計+その他の活動資金			
収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

ウ)財務比率の経年比較

• 教育活動資金収支差額比率

③事業活動収支計算書関係

ア)事業活動収支計算書の状況と経年比較

	科目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教	事業活動収入の部					
育	学生生徒等納付金					
教育活動収支	手数料					
収	寄付金					
支	経常費等補助金					
	付随事業収入					
	雑収入					
	教育活動収入計					
	事業活動支出の部					
	人件費					
	教育研究経費					
	管理経費					
	徴収不能額等					

	教育活動支出計					
	教育活動収支差額					
勬	事業活動収入の部			I.	l	
育	受取利息・配当金					
活動	その他の教育活動外収入					
教育活動外収支	教育活動外収入計					
収	事業活動支出の部	_	_			
文	借入金等利息					
	その他の教育活動外支出					
	教育活動外支出計					
	教育活動外収支差額					
経常収						
特	事業活動収入の部					
別	資産売却差額					
収支	その他の特別収入					
	特別収入計					
	事業活動支出の部					
	資産処分差額					
	その他の特別支出					
	特別支出計					
-11-1-0	特別収支差額					
	組入前当年度収支差額					
	組入額合計					
	収支差額					
	繰越収支差額					
	取崩額					
	繰越収支差額 `					
(参考	<u></u>					
	動収入計					
争美店	動支出計					

イ)財務比率の経年比較

·人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、学生生 徒等納付金比率、経常収支差額比率等

(2) その他

- ①有価証券の状況
 - · 種類、貸借対照表計上額、時価、差額等

②借入金の状況

・借入先、期末残高、利率、返済期限等

- ③学校債の状況
 - · 発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等
- ④寄付金の状況
- ⑤補助金の状況
- ⑥収益事業の状況
- ⑦関連当事者等との取引の状況
 - ア)関連当事者
 - ・役員・法人等の名称、資本金又は出資金、事業内容又は職業、関係内容(役員の 兼任等・事業上の関係)、取引の内容等

イ)出資会社

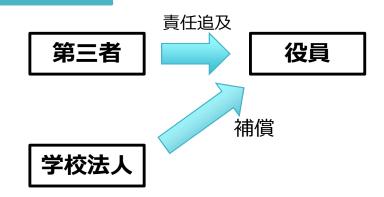
- ・会社の名称、事業内容、資本金等、出資割合、取引の内容、役員の兼任・報酬の 有無等
- ⑧学校法人間財務取引
 - ・学校法人名、取引の内容、取引金額等
- (3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

会社法改正に伴う私立学校法・私立学校法施行規則の改正(概要1)

- 1. 会社法整備法による私立学校法の改正について
 - □ 令和元年会社法改正に合わせ、学校法人の役員についても「補償契約」「役員賠償責任保険契約」 の位置付けを明確化する改正が行われた(改正私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律第118条の2・第118条の3)。
 - □ 施行日 令和3年3月1日 ※会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)の施行の日

①補償契約

(準用一般法人法第118条の2)

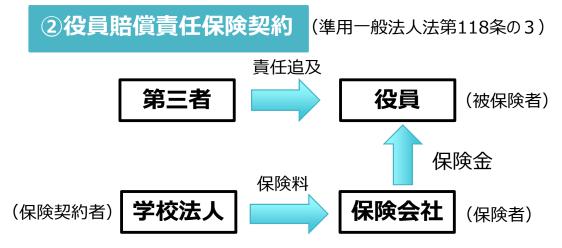


法人・役員間の契約で以下の費用を補償

- ✓ 防御のための弁護士費用等
- ✓ 損害賠償・和解による支出

契約内容を決定するには理事会の決議が必要

※利益相反行為の関連規定(第40条の5で準用する一般法人 法第84条第1項・第92条第2項、民法第108条等)は不適用



法人・保険会社間の保険契約で以下の損害を填補

- ✓ 防御のための弁護士費用等
- ✓ 損害賠償・和解による支出

契約内容を決定するには理事会の決議が必要

※利益相反行為の関連規定(第40条の5で準用する一般法人 法第84条第1項・第92条第2項、民法第108条等)は不適用

会社法改正に伴う私立学校法・私立学校法施行規則の改正(概要2)

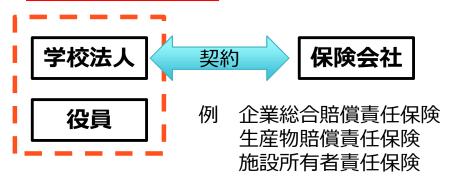
2. 私立学校法施行規則の改正について

- □ 会社法改正に伴う私立学校法の改正により、役員損害賠償責任保険契約の法的位置づけが明確化され、契約内容の決定には学校法人の理事会の決議を要することとされた(改正私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の3)。
- □ 改正私学法において、「契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれる おそれがない保険契約として文部科学省令で定めるもの」は、理事会決議手続の適用除外とされて いるところ、適用除外となる保険契約の範囲を私立学校法施行規則に定めた(第3条の5)。
- □ 施行日 令和3年3月1日 ※会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)の施行の日

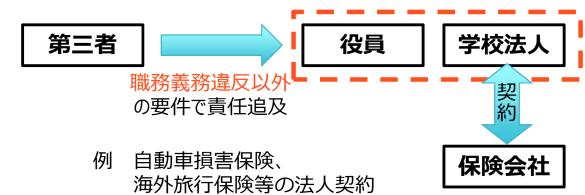
主な改正の概要

役員賠償責任保険契約のうち、理事会決議手続の適用除外とされる「契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約」として、以下の2つを定める。(第3条の5の新設)

① 法人が負う損害賠償責任について法人を被保 険者とする責任保険契約で、<mark>附帯して役員を</mark> <u>被保険者とするもの</u>のうち、<u>法人の損害填補を</u> 主たる目的とするもの



② 役員が個別に負う賠償責任について役員を被保険者として法人が締結する責任保険契約のうち、<mark>役員の職務義</mark> 務違反に関連を有しない部分



会社法改正に伴う私立学校法・私立学校法施行規則の改正(留意事項)

3. 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び 「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(令和3年2月3日付私学部長通知)

施行通知において、留意事項として以下の4項目をお示ししていますので、運用に当たって御留意をお願いします。

- ①役員の責任の明確化及び事業報告書の取扱い
 - □ 役員の責任の明確化に当たっては、役員の 職務執行の委縮を防ぐとともに、役員と学 校法人の利益相反や役員の任務懈怠の懸念 が生じないようにすること。
 - □ 補償契約、役員賠償責任保険契約、責任限 定契約等を締結している場合は、内容等を 事業報告書に記載し、事業実績の一環とし て評議員会に適切に報告すること。
- ③補償契約に基づく補償に係る報告についての 理事会議事録の取扱い
 - 補償契約に基づき補償を実行した理事・補償を受けた理事が当該補償について理事会に報告した際に、述べられた意見・発言概要を理事会の議事録に記載すること。

- ②補償契約又は役員賠償責任保険契約の内容の決定
 - 理事会の決議によるべき場合は、新規に契約 を締結する場合のみならず、契約の変更や更 新についても、契約期間・対象者等の主たる 契約内容の変更を伴う場合が含まれること。
 - 理事会による決定を、理事会から特定の理事 や常任理事会等に委ねることは想定されない こと。
- ④役員賠償責任保険契約の保険料に係る税務上の取扱い
 - 私立学校法の規律に適切に従って、学校法人が 役員賠償責任保険契約の保険料を負担した場合 には、当該保険料の負担は被保険者たる役員個 人への経済的利益の供与ではなく、当該役員個 人に対する給与課税を行う必要はないこと。

【参考1】学校法人の役員の責任に関する規定(まとめ)

学校法人の役員の主な責任 (★···令和元年私学法改正により明確化)

- 善管注意義務と忠実義務学校法人と役員の関係は、委任に関する規定に従う。(=善管注意義務の明確化)[35条の2★]理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。[40条の2]
- □ 役員の損害賠償責任(対・学校法人 及び 対・第三者) 役員が任務を怠ったとき(任務懈怠)は、学校法人に対し損害賠償責任を負う。[44条の2★] 役員が職務執行上悪意又は重大な過失があったときは、第三者に対し損害賠償責任を負う。[44条の3★]

役員の職務執行の委縮を防ぐため、損害賠償責任の免除等の規定も併せて整備

損害賠償責任の免除(対・学校法人)【参考2】参照 (令和元年私学法改正)

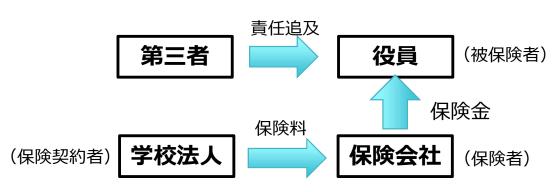
役員に任務懈怠(悪意又は過失)があっても、学校法人において、<u>一定の手続の上、損害賠償責任を免除</u>することができる。

- □ 総評議員による免除の同意
 - ⇒ 全部免除 [準用一般法人法112条]
- □ 評議員会の3分の2以上の決議、監事の同意
 - ⇒ 一部免除 [準用一般法人法113条] 【参考3】参照
- □ 理事会の決議(寄附行為の定め、総評議員の1/10以上の異議なし)
 - → 一部免除 [準用一般法人法114条]
- □ 責任限定契約[非業務執行理事・監事](寄附行為の定め)
 - ⇒ 限定 [準用一般法人法115条] 【**参考4**】参照

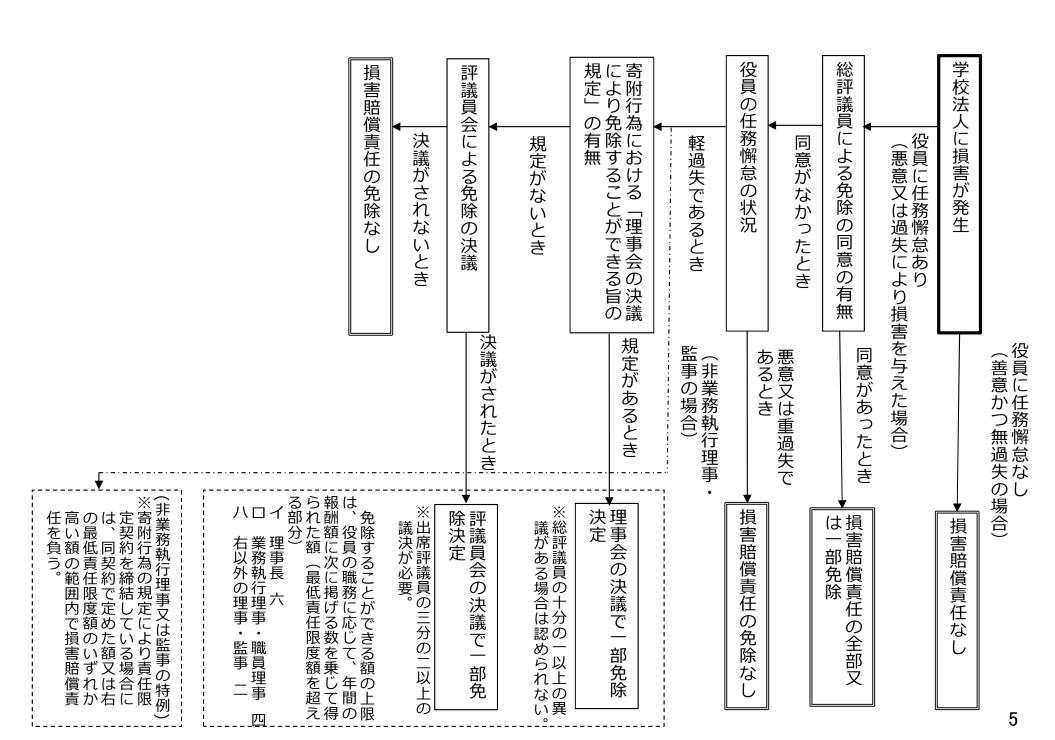
役員賠償責任保険契約 (令和元年会社法改正に伴う私学法改正)

学校法人が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員が 職務執行に関し負う責任等を補填するもののうち、役員を被保 険者とするもの(役員賠償責任保険契約)について規定。

- □ 締結の際は、学校法人の理事会の議決が必要 [44条の5]
- □ 本契約については、利益相反行為に当たらない [44条の5]

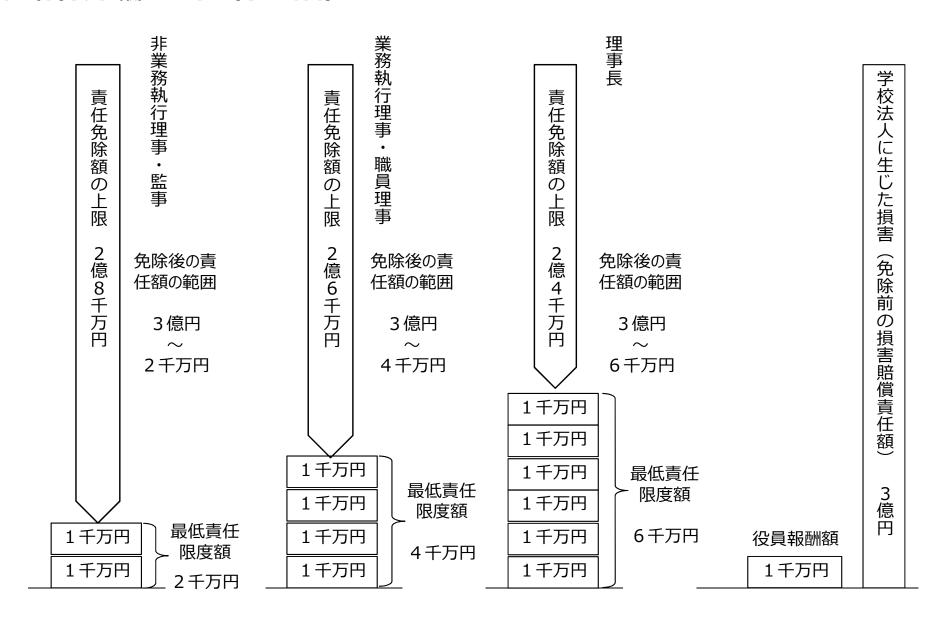


【参考2】 学校法人の役員の損害賠償責任 概要図(例)



【参考3】 学校法人の役員の損害賠償責任の免除 概要図(例)

役員報酬額に基づく法令上の最低責任限度額・法令上の責任免除額の上限・免除後の責任額の関係 (損害3億円、報酬額1千万円の場合)



【参考4】 非業務執行理事・監事の損害賠償責任限定契約等 概要図(例)

寄附行為上の責任最低額・責任限定契約上の個別の責任限度額・役員酬額に基づく法令上の最低責任限度額・実際の責任限度の関係(最低額百万円、契約上の限度額5百万円、報酬額2百万円又は3百万円の場合)

